

第124回 定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

山口県宇部市大字小串1978番地の25
当社本店
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

○書面及びインターネット等による議決権行使期限
2022年6月28日（火曜日）午後4時30分まで

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

株主総会にご出席いただきます株主の皆様は、開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮賜りますようお願い申し上げます。なお、接触感染リスク軽減のため、お土産の配布を取りやめとさせていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【目次】

第124回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	12
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告	35

夢 素 材 カ ン パ ニ ー

 **チタン工業株式会社**

Titan Kogyo ,Ltd.

<http://www.titankogyo.co.jp>

証券コード：4098

(証券コード 4098)
2022年6月9日

株 主 各 位

山口県宇部市大字小串1978番地の25
チタン工業株式会社
代表取締役社長執行役員 井上保雄

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2～3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後4時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 山口県宇部市大字小串1978番地の25 当社本店
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第124期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第124期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.titankogyo.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか当社ウェブサイトに掲載した連結注記表及び個別注記表も含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.titankogyo.co.jp>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後4時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後4時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

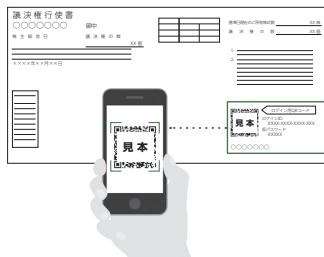
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

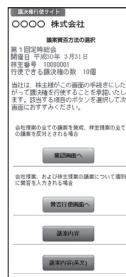
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



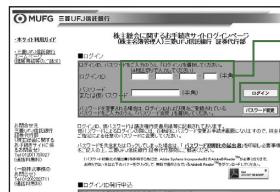
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

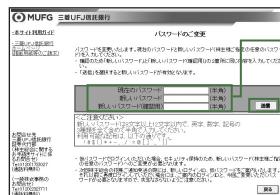
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開などを勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円
総額 53,474,994円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、経営の効率化、意思決定の迅速化並びに次期社長及び取締役候補者の育成等を目的として2009年より執行役員制度を導入しております。今般、本制度が十分に機能していると判断されることから、現行定款第12条、第13条及び第23条の取締役に関する規定を変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は臨時必要あるとき取締役会の決議に基づき <u>取締役社長</u> がこれを招集する。	(総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は臨時必要あるとき取締役会の決議に基づき <u>取締役社長執行役員</u> がこれを招集する。
(総会の議長) 第13条 株主総会の議長は <u>取締役社長</u> がこれに当る。取締役社長に事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。	(総会の議長) 第13条 株主総会の議長は <u>取締役社長執行役員</u> がこれに当る。取締役社長執行役員に事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定する。必要あるときは取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2 取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長執行役員1名を選定する。必要あるときは取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役専務執行役員及び取締役常務執行役員各若干名を選定することができる。</p> <p>2 取締役社長執行役員は代表取締役でなければならない。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、各候補者に関して、適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	いの うえ やす お 井上保雄 (1960年10月8日生)	1984年4月 当社入社 2014年10月 当社執行役員宇部開発センター長 2017年6月 当社取締役常務執行役員生産本部長兼宇部開発センター長、宇部西工場長 2018年3月 当社取締役専務執行役員（技術管掌） 2019年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社TBM 代表取締役社長（退任予定） 山東三盛鈦工業有限公司 副董事長	3,570株
<p>【取締役候補者とした理由】 代表取締役社長執行役員として当社の経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。</p>			
2	なが おか よし たか 長岡佳孝 (1961年4月13日生)	1984年4月 当社入社 2014年10月 当社執行役員販売部長 2016年6月 当社取締役販売本部長兼販売部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員販売本部長兼販売部長 2018年3月 当社取締役常務執行役員（販売管掌） 2019年6月 当社取締役専務執行役員（販売管掌）兼販売部長（現任）	3,477株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の販売部門で豊富な経験を有し、取締役専務執行役員（販売管掌）として当社の販売部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	なが おか しげる 長岡 茂 (1961年5月21日生)	1985年4月 当社入社 2015年10月 当社執行役員研究開発部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長 2018年3月 当社取締役常務執行役員（研究開発・生産管掌） 2019年6月 当社取締役専務執行役員（技術管掌）（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社TBM 代表取締役社長（就任予定）	3,430株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の研究開発部門で豊富な経験を有し、取締役専務執行役員（技術管掌）として当社の研究開発部門及び生産部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>			
4	ちぢまつ よし と 千々松 義人 (1965年9月22日生)	1988年4月 当社入社 2013年3月 当社総務部副部長 2016年6月 当社執行役員財務・経営企画部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員（財務・経営企画管掌）兼財務・経営企画部長 2022年3月 当社取締役常務執行役員（経営企画・経理財務管掌）兼経営企画部長（現任）	2,415株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の管理部門で豊富な経験を有し、取締役常務執行役員（経営企画・経理財務管掌）として当社の経営企画部門及び経理財務部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	にしだ あつし 西田 敦 (1968年4月8日生)	1991年4月 当社入社 2015年3月 当社総務部副部長 2016年6月 当社内部監査室長兼総務部副部長 2017年3月 当社総務部長兼内部監査室長 2017年6月 当社執行役員総務部長兼内部監査室長 2019年6月 当社取締役常務執行役員（総務・環境安全管掌）兼総務部長、内部監査室長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社TBM 取締役	2,223株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社の管理部門で豊富な経験を有し、取締役常務執行役員（総務・環境安全管掌）として当社の総務部門、環境安全部門及び内部監査部門においてリーダーシップを発揮しており、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者 井上保雄氏は株式会社TBMの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に対し出資を行っております。また、当社は同社との間で製品の販売、管理業務等の受託、資金の貸付などの取引関係があります。
2. 取締役候補者 井上保雄氏は山東三盛鋳工業有限公司の副董事長を兼務しており、当社は同社に対し出資を行っております。
3. 取締役候補者 西田 敦氏は株式会社TBMの取締役に兼務しており、当社は同社に対し出資を行っております。また、当社は同社との間で製品の販売、管理業務等の受託、資金の貸付などの取引関係があります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

株主総会終結後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	スキル							
		企業 経営	財務 会計	生産	研究 開発	営業・ マーケティング	人事・ 総務	法務・ リスク管理	国際 経験
井上 保雄	代表取締役 社長執行役員	●		●	●			●	●
長岡 佳孝	取締役 専務執行役員	●				●		●	
長岡 茂	取締役 専務執行役員	●		●	●			●	
千々松義人	取締役 常務執行役員	●	●					●	
西田 敦	取締役 常務執行役員	●					●	●	
大島 寛	取締役 常勤監査等委員			●				●	
大田明登	社外取締役 監査等委員							●	
佐藤久典	社外取締役 監査等委員							●	
松野文子	社外取締役 監査等委員		●					●	

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による各種政策の効果や海外経済の改善を受けて、持ち直しの動きがみられましたものの、新型コロナウイルス感染症の影響及び原燃料価格の高騰により、依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような情勢のもとで、当社グループは、3カ年の第6次中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）に基づき、コスト削減で収益性の向上に努めるとともに成長戦略の実現と経営資源の効率化を進めるなど、新型コロナウイルス感染症の影響で打撃を受けた収益の早期回復と企業価値の向上に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高につきましては、一部製品の出荷が好調に推移したことや、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した経済活動の持ち直しの動きのなかで、製品の需要が回復したことなどにより、前連結会計年度を上回る8,149百万円（前連結会計年度比29.7%増）となりました。

損益面につきましては、超微粒子酸化チタン製造設備増設に伴う減価償却費の増加及び主要原燃料価格の高騰などの影響を受けましたものの、売上高の増加に加え、生産数量も増加したことなどにより、営業利益は373百万円（前連結会計年度は営業損失64百万円）、経常利益は287百万円（前連結会計年度は経常損失150百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は265百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失178百万円）となりました。

当連結会計年度の期末配当につきましては、当連結会計年度の業績及び今後の事業展開などを勘案し、1株につき8円を増配し、18円を予定しております。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(酸化チタン関連事業)

酸化チタン関連事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した経済活動の持ち直しの動きのなかで、トナー外添剤向け及びUVカット化粧品向け製品の需要が回復したことや、リチウムイオン二次電池向け製品の出荷が好調に推移したことなどにより、出荷数量が増加いたしました。

その結果、当セグメントの売上高は5,464百万円（前連結会計年度比23.6%増）となり、超微粒子酸化チタン製造設備増設に伴う減価償却費の増加及び主要原燃料価格の高騰などの影響を受けましたものの、売上高の増加に加え、生産数量も増加したことなどにより、営業利益は408百万円（前連結会計年度比121.2%増）となりました。

（酸化鉄関連事業）

酸化鉄関連事業につきましては、トナー向け新製品の出荷が好調に推移したことや、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した経済活動の持ち直しの動きのなかで、汎用品向け及び化粧品向け製品の需要が回復したことなどにより、出荷数量が増加いたしました。

その結果、当セグメントの売上高は2,622百万円（前連結会計年度比44.0%増）となり、売上高の増加に加え、生産数量も増加いたしましたものの、主要原燃料価格の高騰などの影響を受けましたので、営業損失は76百万円（前連結会計年度は営業損失266百万円）となりました。

セグメント別売上高一覧表

区 分	売 上 高	構 成 比
酸 化 チ タ ン 関 連 事 業	5,464百万円	67.0%
酸 化 鉄 関 連 事 業	2,622百万円	32.2%
そ の 他	63百万円	0.8%
合 計	8,149百万円	100.0%

- (注) 1 セグメント間取引につきましては、相殺消去しております。
 2 上記のうち、輸出の金額は1,332百万円で、売上高に占める比率は16.4%となっております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、特記すべき設備投資等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、超微粒子酸化チタン製造設備増設の投資資金として金融機関より、3,600百万円の長期借入を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

第6次中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）の初年度である当連結会計年度の業績は、売上高が8,149百万円（計画 7,820百万円）、営業利益が373百万円（計画 280百万円）、ROSが4.6%（計画 4.0%）、ROEが4.3%（計画 2.0%）となり、各数値目標を達成いたしました。

翌連結会計年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した経済活動が正常化に向かうなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されますものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大、原燃料価格の高騰及びウクライナ情勢など、先行き不透明な状況が続くものと思われれます。

このような状況下で、当社グループといたしましては、第6次中期経営計画に基づき、コスト削減で収益性の向上に努めるとともに成長戦略の実現と経営資源の効率化を進め、リスク耐性を高めて経営基盤を強化し、あわせて企業と社会がともに繁栄する持続可能な未来の実現を追求することで、企業価値の向上を推進してまいります。

また、当社は、東京証券取引所の市場区分見直しにあたり、流通株式時価総額がプライム市場の上場維持基準を充たしていないことから、同取引所に新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書を提出し、プライム市場に移行いたしました。同計画では、2026年3月期に営業利益1,300百万円を目標として掲げており、この目標を達成するため、上場維持基準の適合に向けた取り組みの基本方針である企業価値の向上、株主還元の拡充及び情報発信力の強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第121期 (2019年3月期)	第122期 (2020年3月期)	第123期 (2021年3月期)	第124期 (2022年3月期)
売上高	—	8,761百万円	6,284百万円	8,149百万円
経常利益又は経常損失 (△)	—	512百万円	△150百万円	287百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	—	401百万円	△178百万円	265百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	—	133.34円	△59.31円	88.14円
総 資 産	—	12,733百万円	15,704百万円	16,372百万円
純 資 産	—	6,559百万円	6,442百万円	6,737百万円

(注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2 第122期より連結計算書類を作成しておりますので、第121期の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第121期 (2019年3月期)	第122期 (2020年3月期)	第123期 (2021年3月期)	第124期 (2022年3月期)
売上高	8,213百万円	8,484百万円	5,695百万円	7,611百万円
経常利益又は経常損失 (△)	541百万円	450百万円	△176百万円	245百万円
当期純利益又は当期純損失 (△)	560百万円	476百万円	△187百万円	236百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	186.37円	158.45円	△62.34円	78.43円
総 資 産	13,378百万円	11,794百万円	14,933百万円	15,666百万円
純 資 産	5,886百万円	6,205百万円	6,003百万円	6,178百万円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権率 比	主要な事業内容
株式会社 T B M	310百万円	51.00%	チタン酸リチウムの製造及び販売等

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、酸化チタン及び酸化鉄並びにこれに付随する化学工業品の製造販売を行っております。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 酸化チタン関連事業 | 酸化チタン、超微粒子酸化チタン及びチタン酸リチウム等 |
| ② 酸化鉄関連事業 | 酸化鉄等 |
| ③ その他 | 副産物等 |

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	山口県
営業所	東京事務所 (東京都)
工場	宇部工場 (山口県)、宇部開発センター (山口県)

② 子会社

株式会社 T B M	山口県
------------	-----

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
酸化チタン関連事業	147名	9名減
酸化鉄関連事業	41名	2名減
そ の 他	18名	6名減
全 社 (共 通)	129名	3名減
合 計	335名	20名減

(注) 1 使用人数は就業人員であり、嘱託 (35名) を含んでおります。

2 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門・共通部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (前事業年度末比増減)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
296名 (14名減)	40.3歳	14.1年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から連結子会社への出向者を除く。) であり、嘱託 (25名) を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 山 口 銀 行	4,021百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,027,626株 (自己株式 56,793株を含む。)
- (3) 株主数 4,185名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (持 株 比 率)	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	256千株	(8.62%)
稲 畑 産 業 株 式 会 社	210千株	(7.10%)
株 式 会 社 東 芝	200千株	(6.73%)
株 式 会 社 山 口 銀 行	128千株	(4.32%)
株 式 会 社 山 田 事 務 所	96千株	(3.24%)
小 西 安 株 式 会 社	93千株	(3.15%)
平 井 健 治	80千株	(2.69%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	47千株	(1.61%)
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	38千株	(1.30%)
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	32千株	(1.08%)

- (注) 1 当社は、自己株式を56,793株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監 査 等 委 員 である 取 締 役 及 び 社 外 取 締 役 を 除 く 。)	3,800株	5名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (3) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井上保雄	代表取締役 社長執行役員	株式会社TBM代表取締役社長 山東三盛鋁工業有限公司 副董事長
長岡佳孝	取締役 専務執行役員（販売管掌）	
長岡茂	取締役 専務執行役員（技術管掌）	
千々松義人	取締役 常務執行役員（経営企画・経理財務管掌）	
西田敦	取締役 常務執行役員（総務・環境安全管掌）	株式会社TBM取締役
大島覚	取締役（常勤監査等委員）	株式会社TBM監査役
大田明登	取締役（監査等委員）	大田明登法律事務所 代表
佐藤久典	取締役（監査等委員）	宇部・山陽小野田総合法律事務所 代表
松野文子	取締役（監査等委員）	

- (注) 1 取締役（監査等委員）大田明登氏、佐藤久典氏及び松野文子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2 松野文子氏は、松野和生税理士事務所の所属税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、大島 覚氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員、重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補することとしております。ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は、填補の対象としないこととしております。

なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、固定報酬としての月額報酬及び業績報酬並びに非金銭報酬としての株式報酬により構成することとしております。

ロ. 取締役の報酬に関する方針

a. 固定報酬

固定報酬は月額報酬とし、役職に応じて、他社の報酬水準及び当社の業績等を総合的に勘案して決定することとしております。また、当社は、同じく固定報酬として、業績報酬を支給することとしております。

業績報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度における業績指標の達成度等を、翌事業年度における固定報酬の金額に反映することとしております。

b. 非金銭報酬等

非金銭報酬等は、当社の取締役に、役職に応じて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めるため、株式報酬（譲渡制限付株式）としております。当該株式報酬は、譲渡制限付株式の付与のために各取締役に支給する金銭報酬債権の額を、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値で除して算出した株式数について、毎年一定の時期に、各取締役に割り当てることとしております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	113 (-)	106 (-)	6 (-)	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	22 (11)	22 (11)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	136 (11)	129 (11)	6 (-)	9 (3)

- (注) 1 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の金銭報酬限度額は、2017年6月29日開催の第119回定時株主総会において、年額156百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は5名 (うち社外取締役0名) です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第122回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額30百万円以内、株式数の上限を2万株以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は5名 (うち社外取締役0名) です。
- 2 取締役 (監査等委員) の金銭報酬限度額は、2021年6月29日開催の第123回定時株主総会において、年額32百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は4名 (うち社外取締役3名) です。
- 3 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、その概要は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 大田明登氏は、大田明登法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 佐藤久典氏は、宇部・山陽小野田総合法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	大田明登	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度開催の委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	佐藤久典	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、当事業年度開催の委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	松野文子	2021年6月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうち11回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。税務行政における豊富な経験及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員であり、2021年6月29日就任以降、当事業年度開催の報酬委員会に出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

- ③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

21百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びにその運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人のコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス規則及びコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの遵守状況を管理する。また、内部監査室が定期的にコンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長執行役員及び監査等委員会へ適宜報告する。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置する。

(運用状況)

コンプライアンス規則及びコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会を毎年4月に開催し、コンプライアンスの遵守状況を管理しております。また、内部監査室が年1回、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長執行役員及び監査等委員会へ適宜報告しております。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存及び管理を行う。

(運用状況)

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理規則を制定し、全社を統括するリスク管理委員会において、リスク管理に関する施策を立案、推進する。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する。

(運用状況)

リスク管理規則を制定し、全社を統括するリスク管理委員会を毎年4月に開催し、リスク管理に関する施策を立案、推進しております。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。また、取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図る。

(運用状況)

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行う。また、当社取締役または使用人等を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督及び監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査等委員会及び内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査する。

(運用状況)

関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行っております。また、当社取締役または使用人等を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督及び監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査等委員会及び内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人1名以上を配置する。

(運用状況)

監査等委員会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人2名を配置しております。

(7) (6) の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局の使用人は監査等委員会から直接指示命令を受け、監査等委員会に直接報告できる。また、監査等委員会事務局の使用人に関する人事異動については、監査等委員会の事前の同意を得る。

(運用状況)

監査等委員会事務局の使用人は監査等委員会から直接指示命令を受け、監査等委員会に直接報告しております。また、監査等委員会事務局の使用人に関する人事異動については、監査等委員会の事前の同意を得ております。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会に対して、以下の報告を行う。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
- ② 取締役及び使用人が法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
- ③ 監査等委員会が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

(運用状況)

当事業年度は、(8) ①から③に該当する事項はありませんでした。

(9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、情報提供者の職場環境が悪化することがないように適切な措置を講じる。

(運用状況)

社内規則で、監査等委員会へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する旨の規定を定めております。なお、当事業年度は、監査等委員会への情報提供はありませんでした。

(10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役から前払または償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

(運用状況)

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役からの請求に基づいて、所定の手続きに従い、これに応じております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査室との間で連絡会を開催する。

(運用状況)

監査等委員会と代表取締役との間で毎年5月及び11月に意見交換会を開催しております。また、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査室との間で連絡会を開催しております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用体制を構築するとともに、当該体制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

(運用状況)

金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用体制を構築するとともに、内部監査室が、当該体制が適正に機能していることを年1回評価し、必要な是正措置を行っております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力及び団体排除に向けて組織的に取り組む。

(運用状況)

反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力及び団体排除に向けて組織的に取り組んでおります。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| ( 資 産 の 部 )     |               | ( 負 債 の 部 )    |               |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>6,996</b>  | <b>流 動 負 債</b> | <b>4,783</b>  |
| 現金及び預金          | 561           | 支払手形及び買掛金      | 699           |
| 受取手形及び売掛金       | 1,529         | 電子記録債務         | 285           |
| 電子記録債権          | 798           | 短期借入金          | 2,350         |
| 商品及び製品          | 2,631         | 1年内返済予定の長期借入金  | 506           |
| 仕 掛 品           | 873           | 未払法人税等         | 67            |
| 原材料及び貯蔵品        | 577           | 賞与引当金          | 162           |
| そ の 他           | 23            | そ の 他          | 710           |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>9,376</b>  | <b>固 定 負 債</b> | <b>4,852</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,338</b>  | 長期借入金          | 4,264         |
| 建物及び構築物         | 3,604         | 退職給付に係る負債      | 584           |
| 機械装置及び運搬具       | 4,349         | 資産除去債務         | 3             |
| 土 地             | 231           | <b>負債合計</b>    | <b>9,635</b>  |
| 建設仮勘定           | 10            | ( 純 資 産 の 部 )  |               |
| そ の 他           | 141           | <b>株 主 資 本</b> | <b>6,031</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>18</b>     | 資 本 金          | 3,443         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,020</b>  | 資 本 剰 余 金      | 402           |
| 投資有価証券          | 826           | 利 益 剰 余 金      | 2,287         |
| 繰延税金資産          | 50            | 自 己 株 式        | △101          |
| そ の 他           | 144           | その他の包括利益累計額    | 303           |
| 貸倒引当金           | △1            | その他有価証券評価差額金   | 251           |
| <b>資産合計</b>     | <b>16,372</b> | 為替換算調整勘定       | 99            |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額   | △48           |
|                 |               | 非支配株主持分        | 402           |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>6,737</b>  |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>16,372</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |       |
|-----------------|-----|-------|
| 売上高             |     | 8,149 |
| 売上原価            |     | 6,675 |
| 売上総利益           |     | 1,474 |
| 販売費及び一般管理費      |     | 1,101 |
| 営業利益            |     | 373   |
| 営業外収益           |     |       |
| 受取利息            | 0   |       |
| 受取配当金           | 16  |       |
| 持分法による投資利益      | 3   |       |
| 雇用調整助成金         | 8   |       |
| その他             | 11  | 40    |
| 営業外費用           |     |       |
| 支払利息            | 46  |       |
| シンジケートローン手数料    | 50  |       |
| その他             | 29  | 126   |
| 経常利益            |     | 287   |
| 特別利益            |     |       |
| 投資有価証券売却益       | 2   | 2     |
| 特別損失            |     |       |
| 固定資産除却損         | 6   | 6     |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 283   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 44  |       |
| 法人税等調整額         | △46 | △2    |
| 当期純利益           |     | 286   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 20    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 265   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |       |       |      |             |
|---------------------|---------|-------|-------|------|-------------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
| 当期首残高               | 3,443   | 402   | 2,053 | △32  | 5,866       |
| 当期変動額               |         |       |       |      |             |
| 剰余金の配当              | —       | —     | △30   | —    | △30         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —       | —     | 265   | —    | 265         |
| 自己株式の取得             | —       | —     | —     | △76  | △76         |
| 自己株式の処分             | —       | △0    | —     | 7    | 6           |
| 自己株式処分差損の振替         | —       | 0     | △0    | —    | —           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | —       | —     | —     | —    | —           |
| 当期変動額合計             | —       | —     | 234   | △69  | 165         |
| 当期末残高               | 3,443   | 402   | 2,287 | △101 | 6,031       |

(単位：百万円)

|                     | その他の包括利益累計額          |              |                      |                       | 非支配<br>株主持分 | 純資産<br>合 計 |
|---------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|------------|
|                     | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に<br>係る調整<br>累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |             |            |
| 当期首残高               | 213                  | 52           | △71                  | 194                   | 381         | 6,442      |
| 当期変動額               |                      |              |                      |                       |             |            |
| 剰余金の配当              | —                    | —            | —                    | —                     | —           | △30        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —                    | —            | —                    | —                     | —           | 265        |
| 自己株式の取得             | —                    | —            | —                    | —                     | —           | △76        |
| 自己株式の処分             | —                    | —            | —                    | —                     | —           | 6          |
| 自己株式処分差損の振替         | —                    | —            | —                    | —                     | —           | —          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 38                   | 46           | 22                   | 108                   | 20          | 129        |
| 当期変動額合計             | 38                   | 46           | 22                   | 108                   | 20          | 294        |
| 当期末残高               | 251                  | 99           | △48                  | 303                   | 402         | 6,737      |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| (資産の部)          |               | (負債の部)          |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,687</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>4,691</b>  |
| 現金及び預金          | 505           | 支払手形            | 3             |
| 受取手形            | 76            | 電子記録債務          | 285           |
| 電子記録債権          | 798           | 買掛金             | 635           |
| 売掛金             | 1,241         | 短期借入金           | 2,350         |
| 商品及び製品          | 2,485         | 1年内返済予定の長期借入金   | 506           |
| 仕掛品             | 827           | 未払金             | 261           |
| 原材料及び貯蔵品        | 469           | 未払費用            | 248           |
| 前払費用            | 21            | 未払法人税等          | 61            |
| 関係会社短期貸付金       | 230           | 預り金             | 10            |
| その他             | 30            | 賞与引当金           | 157           |
|                 |               | その他             | 169           |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,979</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>4,797</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,726</b>  | 長期借入金           | 4,264         |
| 建物              | 2,886         | 退職給付引当金         | 529           |
| 構築物             | 332           | 資産除去債務          | 3             |
| 機械及び装置          | 4,110         | <b>負債合計</b>     | <b>9,488</b>  |
| 車両運搬具           | 16            | (純資産の部)         |               |
| 工具、器具及び備品       | 138           | <b>株主資本</b>     | <b>5,926</b>  |
| 土地              | 231           | 資本金             | 3,443         |
| 建設仮勘定           | 10            | 資本剰余金           | 292           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>18</b>     | 資本準備金           | 292           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,234</b>  | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,292</b>  |
| 投資有価証券          | 453           | 利益準備金           | 78            |
| 関係会社株式          | 605           | その他利益剰余金        | 2,214         |
| 従業員に対する長期貸付金    | 21            | 繰越利益剰余金         | 2,214         |
| 長期前払費用          | 111           | <b>自己株式</b>     | <b>△101</b>   |
| 繰延税金資産          | 33            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>251</b>    |
| その他             | 12            | その他有価証券評価差額金    | 251           |
| 貸倒引当金           | △1            | <b>純資産合計</b>    | <b>6,178</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>15,666</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>15,666</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |       |
|--------------|-----|-------|
| 売上高          |     | 7,611 |
| 売上原価         |     | 6,246 |
| 売上総利益        |     | 1,365 |
| 販売費及び一般管理費   |     | 1,043 |
| 営業利益         |     | 321   |
| 営業外収益        |     |       |
| 受取利息及び配当金    | 17  |       |
| 受取賃貸料        | 11  |       |
| 雇用調整助成金      | 7   |       |
| その他          | 11  | 48    |
| 営業外費用        |     |       |
| 支払利息         | 43  |       |
| シンジケートローン手数料 | 50  |       |
| その他          | 30  | 124   |
| 経常利益         |     | 245   |
| 特別利益         |     |       |
| 投資有価証券売却益    | 2   | 2     |
| 特別損失         |     |       |
| 固定資産除却損      | 6   | 6     |
| 税引前当期純利益     |     | 241   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 41  |       |
| 法人税等調整額      | △36 | 5     |
| 当期純利益        |     | 236   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |                  |       |                             |      |            |
|---------------------|---------|-----------|------------------|-------|-----------------------------|------|------------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金     |                  | 利益剰余金 |                             | 自己株式 | 株主資本計<br>合 |
|                     |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 利益準備金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |      |            |
| 当期首残高               | 3,443   | 292       | －                | 75    | 2,011                       | △32  | 5,790      |
| 当期変動額               |         |           |                  |       |                             |      |            |
| 剰余金の配当              | －       | －         | －                | －     | △30                         | －    | △30        |
| 利益準備金の積立            | －       | －         | －                | 3     | △3                          | －    | －          |
| 当期純利益               | －       | －         | －                | －     | 236                         | －    | 236        |
| 自己株式の取得             | －       | －         | －                | －     | －                           | △76  | △76        |
| 自己株式の処分             | －       | －         | △0               | －     | －                           | 7    | 6          |
| 自己株式処分差損の振替         | －       | －         | 0                | －     | △0                          | －    | －          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | －       | －         | －                | －     | －                           | －    | －          |
| 当期変動額合計             | －       | －         | －                | 3     | 202                         | △69  | 136        |
| 当期末残高               | 3,443   | 292       | －                | 78    | 2,214                       | △101 | 5,926      |

(単位：百万円)

|                     | 評価・換算<br>差 額 等                  | 純資産<br>合 計 |
|---------------------|---------------------------------|------------|
|                     | その 他<br>有 価 証 券<br>評 価<br>差 額 金 |            |
| 当期首残高               | 213                             | 6,003      |
| 当期変動額               |                                 |            |
| 剰余金の配当              | －                               | △30        |
| 利益準備金の積立            | －                               | －          |
| 当期純利益               | －                               | 236        |
| 自己株式の取得             | －                               | △76        |
| 自己株式の処分             | －                               | 6          |
| 自己株式処分差損の振替         | －                               | －          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 38                              | 38         |
| 当期変動額合計             | 38                              | 175        |
| 当期末残高               | 251                             | 6,178      |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

チタン工業株式会社  
取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 本 潤 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、チタン工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チタン工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

チタン工業株式会社  
取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 本 潤 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チタン工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第124期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

### チタン工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 大 島 覚 ㊟

監 査 等 委 員 大 田 明 登 ㊟

監 査 等 委 員 佐 藤 久 典 ㊟

監 査 等 委 員 松 野 文 子 ㊟

(注) 監査等委員大田明登、佐藤久典及び松野文子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上





# 株主総会会場ご案内図

